

官報

号外 昭和三十九年六月四日

○第四十六回
国会衆議院會議錄第三十三号

昭和三十九年六月四日(木曜日)

重度精神薄弱兒扶養手當法案（內閣提出）

午後二時六分開

議事日程 第三十二号

議事日程 第三十二号

昭和三十九年六月

第一 午後二時開議

を改正する法律案（内閣提出、
議院批決）

參議院文件

時措置法案（瀬戸山三男君外七
一名星山）

第三 農林省設置法の一部を改正 十名提出

する法律案(内閣提出)

第四 江務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

卷之三

○本田の会議に付した案件

対する追悼演説

議員請賛の件

一部を改正する法律案（内閣提

日程第二 奧地等産業開発道路整出參議院送付

備臨時措置法案

外七十名提出

改正する法律案(内閣提出)

日程第四 法務省設置法の一部を
改正する法律案(内閣提出)

昭和三十九年六月四日 衆議院会議録第三十三号

議員大野伴陸君逝去につき弔詞贈呈の報告

山本幸一君の故議員大野伴陸君に対する追悼演説

○議長(船田中君)　この際、弔意を表するため、山本幸一君から発言を求められております。これを許します。山本幸一君。

○山本幸一君　ただいま議長から御報告のありましたとおり、本院議員大野伴陸先生は、去る五月二十九日、東京信濃町慶應病院において急逝されました。まことに痛惜の念にたえません。私は、ここに、皆さんの御同意を得て、議員一同を代表して、つつしんで哀悼のことばと、あわせてお別れのことばを申し述べます。(拍手)

大野先生は、明治二十三年九月二十日、私と同村の岐阜県山県郡美山村の素封家に生まれられました。

先生は早くから独立の精神に富んでおり、長じて上京し、弁護士を目指し明治大学に学ばれました。一たんは病を得て故山に帰つたものの、初心忘れ得ず、明治四十五年決然として再度上京し、自立の生活に入つて、異常な熱意をもつて勉学を続けられたのであります。

しかし、大正元年十二月、二個師団増設問題に端を発した第二次西園寺内閣の繪辞職に際し、多感な先生は、軍部に抗して戦う尾崎行雄先生、大蔵毅先生らの国を思う熱弁に深く打たれ、翻然としてその生涯を政治にささげるべく決意をされたのであります。

かくて、先生は、大学生を中心とする憲政擁護の運動に参加し、大正二年二月十日の、いわゆる日比谷焼き打ち事件に連座するなど、激しい活動の日々を過ごされたのであります。この事件が契機となって政友会に入り、やがて原敬、鳩山一郎両先生の知遇を得、その熏陶を受くるに至つたのであります。そして、大正十一年には東京市会に議席を有するに至り、以来市会議員として在職し、東京市政の發展に貢献されました。

昭和五年の第十七回衆議院議員総選挙において、郷里の岐阜県第一区から立候補し、ふと本院議員に当選して、ついに年来の宿願を達成せられたのであります。（拍手）

先生は、本院に議席を得るや、終始民衆政治家の立場を堅持し、先輩、同志とともに、おりから台頭著しかった軍閥に抗して政党政治を守るために精力的な活動を続けられたのであります。このゆえに、昭和十七年四月の翼賛選挙には、あえて非推薦をもつて立候補し、奮戦されたが、ついに落選の苦杯をなめさせられたのであります。復帰されました。

鳩山先生が離伏を余儀なくされた後は、吉田總裁を助け、困難な時代を背景に、保守政黨の強化に苦心經營されたのであります。きっといの政党人では、あつた先生の本領は、ここにおいて十二分に發揮され、先生自身もここに生きがいを見出し、党もまた、こういう大野先生をこそ必要としたのであります。さきに内務政務次官をおやめになつたのも、次にまた國務大臣をやめられたのも、いずれも党が、幹事長として、また総務会長として、先生のすぐれた指導力と豊富な経験とを求めたためであります。

昭和三十年、三木武吉氏らと相はかり、保守陣営の大同団結に奔走されました。その努力が実り、同年十一月に自由民主党の結成を見るに至り、これ

〔参照〕 昭和三十九年六月四日 衆議院会議録第三十三号

農林省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案（委員会修正）

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第四につき採決いたしました。

第二十二条の三の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九十一条第一項の表の改正規定及び附則第二項の規定は昭和三十九年四月一日から適用する。

に賛成の諸君の起立を求めます。

法務省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案（委員会後正）

この法律は、別表四の改正規定を附則
除き、公布の日から施行し、別表四
の改正規定は、公布の日から起算して
一年をこえない範囲内において政
令で定める日から施行する。たゞ
し、第十三条の十七の表の改正規定
は、昭和三十九年四月一日から適用
する。

○議長(船田中君) これより採決に入ります。
まず、日程第三につき採決いたします。

右
重度精神障害児扶養手当法案
国会に提出する。

昭和三十九年二月二十五日

○小沢辰男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。
すなわち、この際、内閣提出、重度精神薄弱兒扶養手当法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

重度精神薄弱兒扶養手当法案を議題といたします。

第三条 この法律において「重度精神薄癡兒」とは、二十歳未満であるつて、精神の發達が遲滞しているため、日常生活において當時の介護を必要とする程度の状態にある者をいう。

2 この法律において「公的年金給付」とは、次の各号に掲げる給付をいう。

二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づく年金たる給付（同法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付を含む。）

三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基づく年金たる給付

四 恩給法（大正十二年法律第十八号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく年金たる給付

五 國家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）及び國家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十年法律第百二十九号）に基づく年金たる給付

六 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金たる給付

七 地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に基づく年金たる給付

八 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく年金たる給付

九 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）に基づく年金たる給付

十 農林漁業團体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）に基づく年金たる給付

十一 國会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）に基づく年金たる給付

十二 執達吏規則（明治二十三年法律第五十一号）に基づく年金たる給付

(支給要件)
第四条 国は、重度精神薄弱児の父若しくは母がその重度精神薄弱児を監護するとき、又は父母がないか若しくは父母が監護しない場合において、当該重度精神薄弱児の父母以外の者がその重度精神薄弱児を養育する(その重度精神薄弱児と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいいう。以下同じ。)ときは、その父若しくは母又はその養育者に対し、

Digitized by srujanika@gmail.com

がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の四月までの手當については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得に関する当

条から前条までの規定を適用しない。

2 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、

それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を国に返還しなければならない。

一 当該被災者が損害を受けた年がその年の十二月三十一日において重度精神薄弱児又は児童一人につき三万円を加算した額とする)をこえる所得を有したこと。当該被災者に支給された手当

二 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、それぞれ第八条各号の規定により計算した額をこえること。当該被災者の配偶者に支給された手当

三 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、それぞれ第九条各号の規定によつて計算した額をこえること。当該被災者扶養義務者とする者に支給された手当

第十二条 第七条から第十条まで及び前条第二項各号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

2 第八条から第十条までの規定により所得の額と比較すべき額の計算につき所得税法の規定を適用すべき場合においては、当該所得につき適用される同法の当該規定によるものとする。

第十三条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

一 受給資格者が、正当な理由がなくして、第二十四条第一項の規定による命令に従わず、又は同一項目の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。

二 受給資格者が、正当な理由がなくして、第二十四条第二項の規定による当該職員の判定を拒んだとき。

三 受給資格者が、当該重度精神薄弱児の監護又は養育を著しく怠つているとき。

第十四条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第二十三条第一項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差しとめることができる。

第十五条 手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその例により計算した額をこえること。当該被災者扶養義務者とする者に支給された手当

該当しない重度精神薄弱児にその未支払の手当を支払うことができない。

第十六条 児童扶養手当法第七条及び第八条の規定は、手当の支給について準用する。この場合において、同法第八条第一項及び第三項中「児童」とあるのは、「重度精神薄弱児」と読み替えるものとする。

第三章 不服申立て

(異議申立て)

第十七条 都道府県知事のした手当の支給に関する処分に不服がある者は、都道府県知事に異議申立てをすることができる。

(決定又は裁決をすべき期間)

第十八条 都道府県知事は、前条の異議申立てがあつたときは、六十日以内に、当該異議申立てに対する決定をしなければならない。

(決定がないときは、都道府県知事が異議申立てを棄却したものとみなすことができる。

2 異議申立て人は、前項の期間内に決定がないときは、都道府県知事が異議申立てを棄却したものとみなすことができる。

(不服申立てに対する裁判)

第十九条 手当の支給に関する処分(未支払の手当)の時効の中断

(不服申立てと訴訟との関係)

第二十条 第十七条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求によるものとする。

第二十一条 国は、政令の定めるところにより、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して、都道府県知事及び市町村長がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて行なうる事務の処理に必要な費用を交付する。

(事務費の交付)

第二十二条 都道府県知事は、手当の支給に関する処分が行なわれた重度精神薄弱児につき、その精神薄弱の状態の判定をさせることができる。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、職員をして、手当の支給が行なわれる重度精神薄弱児につき、その精神薄弱の状態の判定をさせることができる。

3 前二項の規定によつて質問又は判定を行なうる当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(資料の提供等)

第二十三条 手当の支給を受けていいる者は、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事に対し、厚生省令で定める事項を届け出、かつ、厚生省令で定める書類その他物件を提出しなければならない。

(届出)

第二十四条 手当の支給を受けていいる者は、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事に対し、厚生省令で定める事項を届け出、かつ、厚生省令で定める書類その他物件を提出しなければならない。

(資料の提供等)

第二十五条 都道府県知事は、手当の支給に関する処分に關し必要があると認めるときは、受給資格者、当該重度精神薄弱児又は受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者、当該重度精神薄弱児若しくは当該重度精神薄弱児がその支給の要件となり、若しくはその額の加算の対象となつている公的年金給付を受けることができる者に対する公的年金給付の支給状況につき、郵便局その他の官公

省令の定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十六条 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、受給資格者に対する受給資格の有無及び手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に關し受給資格者若しくはその他の関係人に質問させることができる。

第二十七条 都道府県知事は、手当の支給に関する処分に不服がある者は、都道府県知事に異議申立てをすることができる。

(異議申立て)

第二十八条 都道府県知事は、前条の異議申立てがあつたときは、六十日以内に、当該異議申立てに対する決定をしなければならない。

(決定又は裁決をすべき期間)

第二十九条 市町村長(地方自治法昭和二十一年法律第六十七号)第百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。)は、都道府県知事又は受給資格者に対する決定を行なうる事務の処理に必要な費用を交付する。

(事務費の交付)

第三十条 第十七条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求によるものとする。

第三十一条 都道府県知事は、手当の支給に関する処分に關し必要があると認めるときは、受給資格者、当該重度精神薄弱児又は受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者、当該重度精神薄弱児若しくは当該重度精神薄弱児がその支給の要件となり、若しくはその額の加算の対象となつている公的年金給付を受けることができる者に対する公的年金給付の支給状況につき、郵便局その他の官公

である場合は、その者が監護し又は養育していた第四条第三項の規定による死亡の届出義務者は、厚生

省令の定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十二条 第二十九条の規定についての不服申立ては、時効の中断

2 手当の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、厚生

省令の定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

署、公的年金給付に係る年金制度の管掌者たる組合若しくは国家公務員共済組合連合会に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を認め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係人に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(手当の支払)

第二十六条 手当の支払に関する事務は、政令の定めるところにより政令で定める機関に取り扱わせる場合を除き、郵政大臣が取り扱うものとする。

2 厚生大臣は、前項の規定により郵政大臣が手当の支払に関する事務を取り扱う場合には、その支払に必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏に交付しなければならない。

(児童扶養手当法の準用)

第二十七条 児童扶養手当法第二十一条から第二十六条まで及び第三十一条の規定は、手当に関する時効、不正利得の徴収、受給権の保護、公課の禁止、期間の計算及び支払の調整について準用する。この場合において、同法第三十一条中「第十二条第二項」とあるのは、「重度精神薄弱児扶養手当法第十一条第二項」と読み替えるものとする。

(実施命令)

第二十八条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、省令で定める。

(事務の委任)

第二十九条 手当の支給に係る事務の一部は、政令の定めるところにより、市町村長に行なわせることができる。

(罰則)

第三十条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十一年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

附則

(施行期日)

第三十一条 第二十三条第二項の規定に違反して届出をしなかつた戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、一万円以下の過料に処する。

5 昭和三十八年分の所得につき、第八条から第十条までの規定を適用する場合においては、第八条及び第九条(第十条の規定を適用する場合を含む。)中「所得」と、「所得税法第十一条の九」とあるのは、「所得税法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第一号)」による改正前の所得税法第十一条の八

(認定の請求に関する経過措置)

6 昭和三十九年九月一日において手当の支給要件に該当すべき者は、同日前においても、同日にその要件に該当することを条件として、当該手当について第六条第一項の認定の請求の手続をとることができ。

7 地方財政法(昭和二十三年法律第一百九号)の一部を次のように改正する。

第十条の四第七号中「及び児童扶養手当」を、「児童扶養手当及び重度精神薄弱児扶養手当」に改める。

8 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第五号の二の次に次の二号を加える。

五の三 重度精神薄弱児扶養手当法(昭和三十九年法律第一号)を施行すること。

理由

重度精神薄弱児が置かれている社会的状況にかんがみ、重度精神薄弱児を監護し又は養育する父母その他者の者に対し、重度精神薄弱児扶養手当を支給することによつて、重度精神薄弱児の福祉の増進を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員長田口長治郎君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

3 前項の手続をとつた者が、この法律の施行の際手当の支給要件に該当しているときは、その者に対する手当の支給は、第十六条において準用する児童扶養手当法第七条第一項の規定にかかわらず、昭和三十九年九月から始める。

4 この法律の施行の際に手当の支給要件に該当している者又はこの法律の施行後昭和三十九年十月三十一日までの間に手当の支給要件に該当するに至つた者が、同年十一月三十日までの間に第六条第一項の認定の請求をしたときは、その者に対する手当の支給は、第十六条において準用する児童扶養手当法第七条第一項の規定にかかる手当に準用する児童扶養手当法第七条第一項の規定にかかる手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月から始める。

5 昭和三十八年分の所得につき、第八条から第十条までの規定を適用する場合においては、第八条及び第九条(第十条の規定を適用する場合を含む。)中「所得」と、「所得税法第十一条の九」とあるのは、「所得税法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第一号)」による改正前の所得税法第十一条の八

6 第二十九条 第二十三条第二項の規定は、同号ロ中「同号ロに規定する控除額」とあるのは、「三万八千八百円」と読み替えるものとする。

7 地方財政法(昭和二十三年法律第一百九号)の一部を次のように改正する。

第十条の四第七号中「及び児童扶養手当」を、「児童扶養手当及び重度精神薄弱児扶養手当」に改める。

8 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第五号の二の次に次の二号を加える。

五の三 重度精神薄弱児扶養手当法(昭和三十九年法律第一号)を施行すること。

9 本案は、重度精神薄弱児が置かれている社会的状況にかんがみ、これらの児童が家庭にあって介護されている場合には、在宅指導を強化するとともに、特に重度精神薄弱児の父母その他養育者には、国の責任において特別の手当を支給する制度を設け、おくれている精神薄弱児対策を一步前進させようとするものであります。

第一に、この手当は、日常生活において常時の介護を必要とする二十歳未満の精神薄弱児を監護する父母またはその児童を養育する父母以外の者に支給すること、ただし、その者が公的年金の受給者である場合または一定額以上の所得がある場合には支給しないものとすること、第二に、重度精神薄弱児扶養手当の額は、一人につき月額千円とすること、第三に、手当の支給に要する費用は、給付及び事務費とも全額国庫負担とすること、なお、本法の施行期日は昭和三十九年九月一日とすること等であります。

本案は、去る三月十九日本委員会に付託となり、本日の委員会において、質疑を終了いたしましたところ、重度精神薄弱児扶養手当の受給者本人の所得による支給制限額を十八万円から二十万円に引き上げること、及び公的年金給付との併給につき支給要件を緩和することについて、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党共同の修正案が提出され、伊藤よし子君より趣旨

6 第九条第二号(第十条の規定を適用する場合及び第十二条第二項

〔田口長治郎君登壇〕

の説明を聽取いたしました後、採決の結果、本案は修正議決すべきものと議決いたしました次第であります。

なお、本案に対し、松山千恵子君外二名提出にかかる三党共同の附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

[参照]

重度精神薄弱児扶養手当法案に

対する修正案(委員会修正)

重度精神薄弱児扶養手当法案の一
部を次のように修正する。

第四条第三項第五号中「第一項の規定に該当する父若しくは母(父及び母が同項の規定に該当するときは、前項の規定に該当する父又は母)又は養育者以外の者に支給される」

を削り、同条第四項第三号中「公的年金給付」を国民年金法に基づく障害福祉年金、母子福祉年金、準母子

福祉年金及び老齢福祉年金並びに児童扶養手当法に基づく児童扶養手当

以外の公的年金給付」に改め、「その他政令で定める場合に該当するととき」を削る。

第七条及び第十二条第二項第一号中「十八万円」を「二十万円」に改める。

○議長(船田中君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十五分散会

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

〔要請書受領〕
通商交渉法の一部を改正する法律
特例に関する法律
通関条約の実施に伴う関税法等の

一、去る五月二十九日、内閣から、米価同森八三一君を任命したいので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る五月二十九日、内閣から、中央更生保護審査会委員に藤野庄蔵君を任命したいので、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

〔議決通知〕

〔政府委員任命〕

〔大蔵省理財局 佐竹 浩〕

〔長事務代理〕

〔法務政務次官 天埜 良吉君〕

〔農林大臣 小林 武治君〕

〔厚生大臣 赤城 宗徳君〕

〔運輸大臣 綾部健太郎君〕

〔建設大臣 河野 一郎君〕

〔出席政府委員〕

〔内閣總理大臣 天埜 良吉君〕

〔法務政務次官 天埜 良吉君〕

〔農林大臣 小林 武治君〕

〔厚生大臣 赤城 宗徳君〕

〔運輸大臣 綾部健太郎君〕

〔建設大臣 河野 一郎君〕

〔出席政府委員〕

〔内閣總理大臣 天埜 良吉君〕

〔法務政務次官 天埜 良吉君〕

〔農林大臣 小林 武治君〕

〔厚生大臣 赤城 宗徳君〕

〔運輸大臣 綾部健太郎君〕

〔建設大臣 河野 一郎君〕

〔出席政府委員〕

〔通知書受領〕
道路交通法の一部を改正する法律
特例に関する法律
通關条約の実施に伴う関税法等の

一、去る五月二十九日、内閣から、米価同森八三一君を任命したいので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る五月二十九日、池田内閣總理大臣から船田議長宛、五月二十九日議長において承認した森三三外一名

を同日第四十六回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

〔理事補欠選任〕
〔政府委員任命〕

〔大蔵省理財局 佐竹 浩〕

〔長事務代理〕

〔法務政務次官 天埜 良吉君〕

〔農林大臣 小林 武治君〕

〔厚生大臣 赤城 宗徳君〕

〔運輸大臣 綾部健太郎君〕

〔建設大臣 河野 一郎君〕

〔出席政府委員〕

〔内閣總理大臣 天埜 良吉君〕

〔法務政務次官 天埜 良吉君〕

〔農林大臣 小林 武治君〕

〔厚生大臣 赤城 宗徳君〕

〔運輸大臣 綾部健太郎君〕

〔建設大臣 河野 一郎君〕

〔出席政府委員〕

〔内閣總理大臣 天埜 良吉君〕

〔法務政務次官 天埜 良吉君〕

〔農林大臣 小林 武治君〕

〔厚生大臣 赤城 宗徳君〕

〔運輸大臣 綾部健太郎君〕

〔建設大臣 河野 一郎君〕

〔出席政府委員〕

〔通知書受領〕
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律
農山漁村電気導入促進法の一部を改正する法律
改正する法律

一、昨三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受け領した。

一、昨三日、船田議長は、池田内閣總理大臣申出の、次の者を第四十六回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る五月二十九日、内閣から、中央更生保護審査会委員に藤野庄蔵君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

〔政府委員解任〕
〔常任委員解任〕

〔大蔵省理財局 佐竹 浩〕

〔長事務代理〕

〔法務政務次官 天埜 良吉君〕

〔農林大臣 小林 武治君〕

〔厚生大臣 赤城 宗徳君〕

〔運輸大臣 綾部健太郎君〕

〔建設大臣 河野 一郎君〕

〔出席政府委員〕

〔内閣總理大臣 天埜 良吉君〕

〔法務政務次官 天埜 良吉君〕

〔農林大臣 小林 武治君〕

〔厚生大臣 赤城 宗徳君〕

〔運輸大臣 綾部健太郎君〕

〔建設大臣 河野 一郎君〕

〔出席政府委員〕

〔内閣總理大臣 天埜 良吉君〕

〔法務政務次官 天埜 良吉君〕

〔農林大臣 小林 武治君〕

〔厚生大臣 赤城 宗徳君〕

〔運輸大臣 綾部健太郎君〕

〔建設大臣 河野 一郎君〕

〔出席政府委員〕

〔内閣總理大臣 天埜 良吉君〕

建設委員		高橋 等君	高橋 等君	高橋 等君
予算委員		山崎 始男君	辻原 弘市君	松田 鐵藏君
石田 博英君		高橋 等君	菅野和太郎君	文教委員
田村 元君		元治君	赴夫君	石田 博英君
馬場 計君		赴夫君	重政 誠之君	重政 誠之君
松田 鐵藏君		滿男君	政治君	政治君
石田 宿全君		滿男君	政治君	政治君
決算委員		山崎 始男君	山手 滿男君	山手 滿男君
森本 靖君		始男君	高橋 等君	高橋 等君
議院運営委員		山崎 始男君	辻原 弘市君	辻原 弘市君
佐々木良作君		一君	高橋 等君	高橋 等君
法務委員		元治君	高橋 等君	高橋 等君
外務委員		幸一君	高橋 等君	高橋 等君
文教委員		勇君	高橋 等君	高橋 等君
山口喜久一郎君		一君	高橋 等君	高橋 等君
農林水産委員		三郎君	高橋 等君	高橋 等君
商工委員		吉郎君	高橋 等君	高橋 等君
運輸委員		古川 丈吉君	高橋 等君	高橋 等君
通信委員		松浦周太郎君	高橋 等君	高橋 等君
予算委員		藤田 高敏君	高橋 等君	高橋 等君
重政 誠之君		春夫君	高橋 等君	高橋 等君
山花 秀雄君		節雄君	高橋 等君	高橋 等君
中村 時雄君		榮一君	高橋 等君	高橋 等君
田中織之進君		靖君	高橋 等君	高橋 等君
決算委員		元治君	高橋 等君	高橋 等君
法務委員		元治君	高橋 等君	高橋 等君
外務委員		元君	高橋 等君	高橋 等君
菅野和太郎君		田村	高橋 等君	高橋 等君
外務委員		元君	高橋 等君	高橋 等君
予算委員		元君	高橋 等君	高橋 等君
（常任委員補欠選任）				
一、去る五月二十九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。				
予算委員		山口喜久一郎君	中村 重光君	藤田 高敏君
通運委員		高橋 等君	永井勝次郎君	永井勝次郎君
文教委員		高橋 等君	佐々木良作君	佐々木良作君
農林水產委員		高橋 等君	宇野 宗佑君	宇野 宗佑君
外務委員		高橋 等君	忠夫君	忠夫君
通信委員		高橋 等君	帆足 計君	帆足 計君
栗林 三郎君		高橋 等君	赤松 勇君	赤松 勇君
内閣委員		高橋 等君	赤松 勇君	赤松 勇君
（常任委員死去）				
一、去る五月二十九日、懲罰委員大野伴睦君は死去された。				
予算委員		中山 榮一君	西村 榮一君	西村 榮一君
通運委員		高橋 等君	麻生 良方君	麻生 良方君
文教委員		高橋 等君	義視君	義視君
農林水產委員		高橋 等君	有馬 錦武君	有馬 錦武君
外務委員		高橋 等君	山田 長司君	山田 長司君
通信委員		高橋 等君	大村 邦夫君	大村 邦夫君
栗林 三郎君		高橋 等君	華山 親義君	華山 親義君
内閣委員		高橋 等君	山本 勝市君	山本 勝市君
（特別委員辞任）				
一、去る五月二十九日、議長において、次の通り、次の特別委員の辞任を許可した。				
予算委員		第八十七号等 国際労働条約 特別委員	田中 龍夫君	田中 龍夫君
決算委員		第八十七号等 国際労働条約 特別委員	大村 政巳君	大村 政巳君
文教委員		第八十七号等 国際労働条約 特別委員	山口丈太郎君	山口丈太郎君
農林水產委員		第八十七号等 国際労働条約 特別委員	西村 邦夫君	西村 邦夫君
外務委員		第八十七号等 国際労働条約 特別委員	華山 親義君	華山 親義君
通信委員		第八十七号等 国際労働条約 特別委員	山本 勝市君	山本 勝市君
（特別委員辞任）				
一、去る二日、議長において、次の通り、次の特別委員の辞任を許可した。				
予算委員		第八十七号等 国際労働条約 特別委員	大村 邦夫君	大村 邦夫君
決算委員		第八十七号等 国際労働条約 特別委員	華山 親義君	華山 親義君
文教委員		第八十七号等 国際労働条約 特別委員	山本 勝市君	山本 勝市君
農林水產委員		第八十七号等 国際労働条約 特別委員	西村 邦夫君	西村 邦夫君
外務委員		第八十七号等 国際労働条約 特別委員	華山 親義君	華山 親義君
通信委員		第八十七号等 国際労働条約 特別委員	山本 勝市君	山本 勝市君
栗林 三郎君		第八十七号等 国際労働条約 特別委員	大村 邦夫君	大村 邦夫君
内閣委員		第八十七号等 国際労働条約 特別委員	華山 親義君	華山 親義君
（特別委員辞任）				
一、去る二日、議長において、次の通り、次の特別委員の辞任を許可した。				
予算委員		第八十七号等 国際労働条約 特別委員	大村 邦夫君	大村 邦夫君
決算委員		第八十七号等 国際労働条約 特別委員	華山 親義君	華山 親義君
文教委員		第八十七号等 国際労働条約 特別委員	山本 勝市君	山本 勝市君
農林水產委員		第八十七号等 国際労働条約 特別委員	西村 邦夫君	西村 邦夫君
外務委員		第八十七号等 国際労働条約 特別委員	華山 親義君	華山 親義君
通信委員		第八十七号等 国際労働条約 特別委員	山本 勝市君	山本 勝市君
栗林 三郎君		第八十七号等 国際労働条約 特別委員	大村 邦夫君	大村 邦夫君
内閣委員		第八十七号等 国際労働条約 特別委員	華山 親義君	華山 親義君
一、去る二日、議長において、次の通り、次の特別委員の辞任を許可した。				
予算委員		第八十七号等 国際労働条約 特別委員	大村 邦夫君	大村 邦夫君
決算委員		第八十七号等 国際労働条約 特別委員	華山 親義君	華山 親義君
文教委員		第八十七号等 国際労働条約 特別委員	山本 勝市君	山本 勝市君
農林水產委員		第八十七号等 国際労働条約 特別委員	西村 邦夫君	西村 邦夫君

衆議院議員松平忠久君提出国立小諸療養所の患者の取扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松平忠久君提出国立

小諸療養所の患者の取扱いに関する質問に対する答弁書

一 患者及び患者の家族からの陳情書は拝見したが、主として次の諸点について不満が述べられていて。(1) 所長等が患者に不親切である。

(2) 精神病患者が増加しており、結核患者は、冷遇されている。

(3) 治療が積極的でなく、診療回数が少ない。また院長回診がない。

(4) 結核病棟における看護が精神病棟に比較して手薄である。

二 これらについて係官を現地に派遣し、実情調査を行なつた。

(1) については、所長は、昭和八年東京大学医学部卒業後、同愛記念病院、北京大学教授、国立高嶺病院、国立熱海病院へて三十年六月同療養所長に就任した学究肌の医師であり、自身結核にて療養したことがあり、患者の療養態度については厳格ではあるが結核患者に対しては深い理解を持っている。

一部の患者がこれを誤解する向

きがあつても、患者を拘束し威嚇する等質問主意書にあるような事実はない。

〔2〕については、同療養所は、定床二四〇を有する結核療養所であつたが、結核患者の減少に伴い入院患者も一〇〇名たらずに減少するに至つたので、地元の要請にこたえ、昭和三十六年十一月五〇床の精神病床を併設し、その後更に三五床を増床し、昭和三十八年四月精神療養所に転換し今日に及んでいるものであるが、療養所内においては結核患者、精神病者の別なく取り扱つており、特に結核患者を冷遇しているような事実はない。

〔3〕については、昭和三十八年五月以来医師が病欠したことによるものであると考えられるが、その手薄を補なうため、昨年九月以来三回にわたり、国立療養所東京病院から医師を派遣し、今後も同療養所から医師を派遣することとしており、適正な医療の確保に支障のないよう措置しているところである。

〔4〕については、看護婦の定員

名（内助手三名）が配置され、名（内助手三名）が配置される。精神病棟の配員が多いのは二年夜勤制を採用しているためで、結核病棟においても患者五・七人に対し一人の看護力があり、他の施設に劣るということはない。また調査の結果患者の一部に結核病床に空床があるのは、患者に対する取り扱いが悪いため、少し快方に向うと退所してしまうことによるものだとする不安な気持があることが解つたが、結核病床に空床が増加してきたことは、同療養所に限らず全国的な傾向であり、患者に対する取り扱いが悪いことによるものでないことを十分説明し、その誤解を解くよう努力した。

〔5〕については、昭和三十九年六月三日以上のような実情で現在患者の不満は殆んど解消されていると考

えるが、患者の取り扱いについて

は、医療の面はもとより、施設職員との人間関係の面については今後とも十分配慮するよう所長に対し指示したところである。

右答弁する。

昭和三十九年六月二日

運輸委員長 川野 芳浦

衆議院議長船田中殿

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案（内閣提出、參議院送付）に関する報告書

奥地等産業開発道路整備臨時措置法案（瀬戸山三男君外七十名提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、交通の条件がきわめて悪く、産業の開発が十分に行なわれていない奥地等における産業の総合的な開発の基盤となるべき奥地等産業開発道路の整備を促進す

る。精神病棟の配員が多いのは二

人夜勤制を採用しているためで、昭和二十八年に制定されたのであ

るが、有効期間は昭和四十年三月三十一日までと規定されている。

しかしながら、国際海運の現状にかんがみ、なお、引き続き輸出

船と国内船との建造について競合

関係を調整する必要があるので、

增加してくることによるものだとする不安な気持があること

とが解つたが、結核病床に空床が

増加してきたことは、同療養所に

限らず全国的な傾向であり、患者

に対する取り扱いが悪いことによるものでないことを十分説明し、それを解消しようと努力した。

二 議案の可決理由

本案は、国際海運の現状に対応し、外航船舶の整備を促進するため、有効適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年六月三日

建設委員長 丹羽義四郎

衆議院議長船田中殿

農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の主な改正点は、次のとおりである。

1 植物に関するウイルス及び植物のウイルス病の基礎的研究を促進するため、本省の附属機関として、植物ウイルス研究所を千葉県に設置する。

2 農業土木試験場の施設の効率的な活用を図るため、同試験場に、水産土木に関する技術上の試験研究等を行なわせることができることとする。

るため、奥地等産業開発道路の指定、同整備計画の作成、及びこれ実施に関する国の特別の助成措置、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の協力等の規定を設けたものである。

二 議案の可決理由

本案は、地域格差の是正、民生の向上、国民経済の発展を図るために、妥当な措置と認め、全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年六月三日

農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の主な改正点は、次のとおりである。

1 植物に関するウイルス及び植物のウイルス病の基礎的研究を促進するため、本省の附属機関として、植物ウイルス研究所を千葉県に設置する。

2 農業土木試験場の施設の効率的な活用を図るため、同試験場に、水産土木に関する技術上の試験研究等を行なわせることとする。

3 輸出品検査所は、輸入に係る農林畜産物、飲食料品及び油脂についても、依頼により、検査を行なうことができる

市町村合併に伴い、門司輸出

品検査所及び門司植物防疫所の位置を北九州市に改める。

4 市町村合併に伴い、門司輸出

品検査所及び門司植物防疫所の位置を北九州市に改める。

5 秋用馬鈴薯の優良原種の供給体制の強化を図るため、本省の附屬機関たる嬬恋馬鈴薯原種農場の秋作部を独立させて、雲仙馬鈴薯原種農場を設置する。

6 農山漁村建設総合対策特別助成事業の完了により、本省の附屬機関たる農山漁村振興対策中央審査会を廃止する。

7 農山漁村の事務執行の能率化を図るために、業務第一部及び第二部の所掌事務を整理統合する。

8 食糧厅の附屬機関として、愛知県に置かれている食糧管理講習所を東京都に置くことに改める

9 林野庁は、林野の保全に係る地すべり防止事業に密接な関連のある工事を、委託に基づいて行なうことができる

10 営林局長の諮問に応じて、國有林野の管理及び処分について調査審議するとともに、これに

關する必要な事項を建議することができる国有林野管理審議会を營林局の附屬機関として設置する。

11 漁業に関する国際関係事務の増加等に伴い、水産厅に次長一

本省

食糧厅

林野厅

水産厅

計

三〇、二八五人(一九人増)

一、八〇三人(二九人増)

六二、〇九四人(三一人増)

一、〇七六人(一人減)

一、八〇三人(一六人減)

十九年度一般会計歳出予算に計上

四月一日としている。ただし門

司市を北九州市と改める規定は

公布の日から、植物ウイルス研

究所の設置に関する規定は公布

の日から三月以内に政令で定め

る日から施行することとしている。

右報告する。

昭和三十九年六月三日

内閣委員長 德安 實藏

衆議院議長船田中殿

[別紙]

(小字及び一は修正)

附 則

1 この法律は、昭和三十九年四月

第二十二条の三の次に一条を加える改正

規定を除き、公布の日

から施行する。

二 議案の修正議決理由

本案は、農林水産行政の適正化

と効率的な運営を図るために、妥当な措置と認めるが、施行期日のうち昭和三十九年四月一日に

ては、すでにその期日を経過して

いるので、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

十五条第二項及び第二十七条第二項の改正規定は公布の日から、第

十七条の改正規定及び第二十二条の三の次に一条を加える改正規定

は、〇〇、二九百十八万円が昭和三

十九年度一般会計歳出予算に計上

される。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、

約七千五百七十九万円が、昭和三

十九年度一般会計歳出予算に計上

される。

十一条第一項の表の改正規定及び附則第二項の規定は、昭和三十九年四月一日から適用する。

12 水産厅の附屬機関たる日光養魚場を水産研究所に統合する。

13 事務の円滑な処理をかるため、職員の定員を三十一年増員して、次のよう改める。

法務省設置法の一部を改正する

法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案の改正点は、次のとおりである。

1 登記事務及び交通関係事件の規制に関するほか、破壊的団体を図る等のため、定員を五八六人増員して次のように改める。

2 刑務局等の位置等を改める規定は「公布の日」から、刑務所の位置を改める規定は「公布の日から一年以内に政令で定める日」から施行することとしている。

3 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

4 市町村の廢置分合に伴い、法務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

(2) 神戸入国管理事務所尼崎港出張所

高松入国管理事務所坂出港

(3) 市町村の廢置分合に伴い、法務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

5 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

6 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

7 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

8 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

9 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

10 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

11 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

12 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

13 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

14 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

15 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

16 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

17 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

18 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

19 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

20 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

21 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

22 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

23 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

24 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

25 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

26 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

27 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

28 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

29 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

30 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

31 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

32 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

33 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

34 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

35 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

36 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

37 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

38 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

39 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

40 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

41 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

42 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

43 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

44 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

45 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

46 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

47 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

48 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

49 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

50 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

51 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

52 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

53 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

54 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

55 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

56 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

57 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

58 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

59 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

60 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

61 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

62 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

63 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

64 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

65 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

66 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

67 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

68 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

69 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

70 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

71 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

72 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

73 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

74 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

75 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

76 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

77 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

78 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

79 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

80 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

81 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

82 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

83 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

84 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

85 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

86 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

87 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

88 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

89 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

90 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

91 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

92 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

93 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

94 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

95 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

96 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

97 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

98 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

99 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

100 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

101 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

102 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

103 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

104 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

105 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

106 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

107 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

108 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

109 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

110 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

111 務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めて別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

刑經

(小字及び一は修正)

別表四の改正規定の除き、
昭和三十九年四月一

ら、別表四の改正規定は○公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十三条の十七の表の改正規定は、昭和三十九年四月一日から適用する。

衆議院会議録第三十二号(その一)中	正誤
正誤	ペシ段行誤正
衆議院会議録第三十二号(その二)中	正誤
正誤	セニ四一大地下地価
正誤	セニ一三いわゆるいわるる
正誤	セニ四七領事館領事官

行
段
ベシ

昭和三十九年六月四日 衆議院会議録第三十三号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価一部十五円
(ただし良質紙廿二円)
発行所 東京都港区赤坂表町二番地
大蔵省印刷局 電話東京一六一〇
官課代代代